

指宿市障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 【概要版】



平成30年3月

指宿市

1 計画策定の背景及び趣旨

国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それ以降も障害者の権利や尊厳の保護等に向けて、「障害者総合支援法」、「障害者基本法」、「障害者雇用促進法」、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」など、さまざまな法律が制定、改正されていきました。このように、障害者をめぐる環境が大きく変化する中、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでに増して重要なものとなってきています。

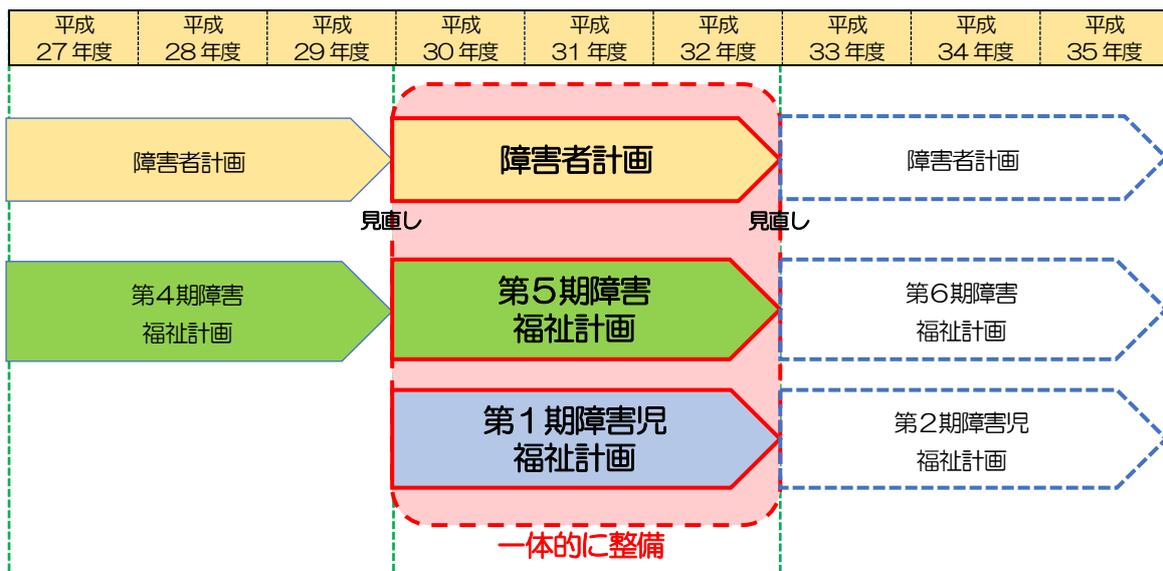
このような背景のもと、指宿市では、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成27年3月に「指宿市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定し、障害者に関する各種施策を推進してきました。

今回、計画改定にあたり、障害者基本法に基づく「障害者計画」については、国の障害者基本計画の内容を踏まえて、改定を行います。また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、前期計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価するとともに、国の基本指針の内容等、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、児童福祉法の一部改正により、「障害児福祉計画」を定めるものとされていることから、これらを一体的に策定し、障害者福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

2 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



3 計画の基本理念・施策の方針

基本理念

「住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる共生社会をめざして」

本計画は、第二次指宿市総合振興計画を基本としつつ、障害者等が社会のあらゆる分野での参加を保障され、平等な社会が実現されることをめざす「完全参加と平等」を基本とし、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に権利と義務を、能力に応じて補い合い、助け合って生きていく地域社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」と、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、人間らしく生きる権利の回復を図る「リハビリテーション」の理念を継承します。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支え合う社会づくりをめざします。

【 施策の方針 】

1 社会のバリアフリー化の推進

建物、移動、情報などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進、市内企業・市民団体等の取り組みの支援を行います。

2 利用者本位の支援

住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者等のニーズへの対応とともに、利用者が自らの選択により適切にサービスを利用できるよう、ライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援に努めます。

3 誰もが自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進します。また、現在障害者施策の対象となっていない方に対しても、障害の特性やニーズ、生活環境等必要性を踏まえ適切に対応します。

4 総合的かつ効果的な施策の推進

障害種別等によりサービス水準の格差が生じないよう計画的・総合的に施策を推進するほか、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備に努めるとともに、教育、福祉、医療、雇用・就業等の関係機関相互の緊密な連携を図ります。

5 地域共生社会をめざして

“地域共生社会”を目指して、他人事になりがちな福祉をはじめとした地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組みを作っていくとともに、地域住民の福祉活動への支援や公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていきます。

4 施策の体系



5 9つの施策の推進

1 啓発・広報

ノーマライゼーションの理念の浸透をめざし、「社会参加と共生」の視点に立って、市民の障害や障害者に対する理解が一層深まるよう、様々な機会をとらえ、啓発・広報の充実を図るとともに、障害者が必要な情報を入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

1 啓発広報の推進

- ① 啓発・広報の充実
- ② 障害者週間の啓発

2 福祉教育の推進

- ① 学校教育における福祉教育
- ② 各種講座の開催等による啓発活動

3 ボランティア活動の推進

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア情報の提供
- ③ 近隣保健福祉ネットワーク等の活用

2 生活支援

障害者等の自立した生活を支える体制の整備や障害者等が住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めるとともに、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携し、障害に応じた施設整備の充実に努めます。

1 生活支援体制の整備

- ① 地域福祉の推進
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 医療費助成および諸手当の支給
- ④ 障害者等の施設退所後の生活支援

2 在宅支援の充実

- ① 在宅支援事業の充実
- ② 障害児通所支援事業の充実
- ③ 福祉用具の給付・貸与等

3 施設支援の充実

- ① 障害者の就労継続支援施設等の整備
- ② 生活の場の確保
- ③ 福祉施設における地域住民等との交流

3 生活環境

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備やバリアフリー空間の創出を推進します。また、障害者等を事故、犯罪、災害などから守るため、地域ぐるみの防犯、防災体制の整備や災害対策を推進します。

1 建築物等の整備

- ① 公共施設等におけるバリアフリー化の推進
- ② 住宅環境の整備

2 移動・交通対策の推進

- ① 道路環境の整備
- ② 移動に関する各種援助策の実施

3 防犯・防災体制の充実

- ① 交通安全・防犯対策の推進
- ② 消費生活対策の推進
- ③ 防災体制の充実

4 教育・療育

関係機関が連携して障害の早期発見・早期療育の推進を図ります。また、障害のある子どものニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫して計画的に教育や療育が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

1 幼児教育

- ① 障害児保育の充実
- ② 療育の充実
- ③ 障害児就学相談の充実

2 学校教育

- ① 特別支援教育の充実
- ② 就学相談や指導体制の充実
- ③ 障害児を理解する教育の推進
- ④ 肢体不自由児の受入れ
- ⑤ 施設のバリアフリー化の推進
- ⑥ 指導力の向上

3 社会教育

- ① 社会教育施設の整備促進
- ② 地域交流の推進
- ③ 生涯学習情報の連携・共有
- ④ 障害者スポーツ教室の開催

5 雇用・就業

障害者の自立や社会参加の促進に向けて、それぞれの障害者の適性に則した雇用機会の確保、並びに就労環境の整備を推進します。障害者の雇用を進めるに当たっては、障害者の雇用についての啓発・広報に努めるとともに、各種雇用支援制度の活用や職業訓練の充実を推進します。

1 一般就労への移行支援

- ① 入所から一般就労への移行支援
- ② 一般就労を希望する障害者への支援体制の検討

2 雇用の推進

- ① 職場環境の改善
- ② 障害者雇用率制度の活用
- ③ 公的機関における障害者雇用の促進
- ④ 雇用の場における障害者の人権の擁護

3 就労継続支援事業の利用促進

- ① 就労継続支援事業（A型）
- ② 就労継続支援事業（B型）

6 保健・医療

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等の充実や保健・医療サービスの適切な提供を図ります。また、精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に努めるとともに、疾病及び障害者に対する正しい理解と知識の普及を図ります。

1 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

- ① 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
- ② 障害の原因となる疾病等の治療

2 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

- ① 障害に対する医療・医学的リハビリテーション
- ② 障害に対する適切な保健サービス
- ③ 障害児通所支援事業の充実

3 精神保健・医療施策の推進

- ① 心の健康づくり
- ② 精神障害者が地域で生活していくための支援

7 情報・コミュニケーション

障害者等も障害のない人と同じように、情報通信技術（IT）の発達的成果を享受できる情報バリアフリー社会の実現に向けた施策を推進するほか、障害の特性に対応した情報提供の充実を図ります。

1 ホームページのバリアフリー化の推進

- ① ホームページのバリアフリー化の推進

2 意思疎通支援体制の充実

- ① 障害の特性に対応した情報提供の充実
- ② 意思疎通支援事業の推進

8 権利の擁護

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、関係機関や団体と連携を図りながら、学校、家庭、職場など様々な場面で人権教育啓発活動を進め、一人ひとりを大切にする、差別や偏見のない明るい社会の実現に努めます。

1 差別や偏見のない明るい社会づくり

- ① 人権教育の推進
- ② 人権啓発活動の推進
- ③ 差別や偏見のない社会づくり

2 障害者の権利の擁護

- ① 成年後見制度の利用支援
- ② 人権相談の実施

3 虐待の防止

- ① 虐待防止センター等の機能整備
- ② 相談支援の充実

9 文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション

障害のある方の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するため、障害の特性に配慮しながら、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションへの参加促進と参加しやすい環境づくりに努めます。また、活動を通して、国内外及び地域を越えた人的な交流と協力を促進します。

1 文化芸術活動への参加促進

- ① 文化芸術活動への参加促進

2 スポーツ・レクリエーションの推進

- ① 障害者スポーツ教室の開催
- ② 指導者の育成

3 地域交流の推進

- ① 地域交流の推進

6 サービスの提供体制の確保に関する目標等の設定

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、計画の実施により平成32年度までに達成すべき基本的な目標（成果目標）等を設定しました。

【障害福祉サービス】

目標項目	目標値
◆施設入所から地域生活への移行	
① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	9人
② 平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数	3人
◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療、福祉関係者等による協議の場の設置	1つ設置
◆地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等の整備	1箇所
◆福祉施設から一般就労への移行等	
① 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労する者の数	2人
② 就労移行支援事業の利用者数	4人

【障害児支援】

目標項目	目標値
◆障害児支援の提供体制の整備等	
① 児童発達支援センター	1箇所
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1つ設置

7 サービスに関する種類及び見込量

現に利用している方の数、障害者及び障害児のニーズ、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを定めることとします。ただし、該当する対象者が見込めない場合は、見込み量には反映しておりません。

第5期計画(見込み)		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護	46	50	54
		552	598	647
	重度訪問介護	2	2	2
		166	166	166
	同行援護	20	21	23
		279	296	313
	行動援護	1	1	1
	2	2	2	
	重度障害者等包括支援	0	0	0
		0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	144	146	148
		3,029	3,073	3,117
	自立訓練(機能訓練)	1	1	1
		16	16	16
	自立訓練(生活訓練)	9	11	13
		182	223	264
	就労移行支援	6	7	8
		138	161	184
	就労継続支援A型	27	28	29
		545	565	586
	就労継続支援B型	153	169	187
		2,822	3,121	3,453
	就労定着支援	0	1	2
	療養介護	13	13	13
福祉型短期入所	24	25	26	
	274	285	296	
医療型短期入所	0	0	0	
	0	0	0	
サービス	自立生活援助	-	-	-
	共同生活援助	51	52	53
	施設入所支援	85	86	87
	宿泊型自立訓練	10	11	12
相談支援等	計画相談支援	110	120	130
	地域移行支援	2	2	2
	地域定着支援	1	1	1
障害児サービス	児童発達支援	52	54	56
		447	464	482
	放課後等デイサービス	42	43	44
		601	615	629
	保育所等訪問支援	1	1	1
		1	1	1
	医療型児童発達支援	0	0	0
		0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-
		-	-	-
入所支援	福祉型児童入所支援	0	0	0
	0	0	0	
	医療型児童入所支援	0	0	0
	0	0	0	
	障害児相談支援	41	46	51

第5期計画(見込み)		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
援相事業支	障害者等相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所	
	基幹相談支援センター	0箇所	1箇所	1箇所	
	地域自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施		
支意思疎通事業	手話通訳者の設置	3人	3人	3人	
	手話通訳者の派遣	実施	実施	実施	
	要約筆記者の派遣	実施	実施	実施	
	点訳・音訳の支援	実施	実施	実施	
給付等事業	日常生活用具	介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
		自立生活支援用具	7件	7件	7件
		在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
		情報・意思疎通支援用具	7件	8件	9件
		排せつ管理支援用具	158件	161件	164件
		住宅改修費の助成	2件	2件	2件
移動支援事業		14	15	16	
		300	310	320	
強化事業	地域活動支援センターI型	2箇所	2箇所	2箇所	
		62人	62人	62人	
機能支援	地域活動支援センターII型	0箇所	0箇所	0箇所	
		0人	0人	0人	
その他の事業	福祉ホーム助成事業	1	1	1	
	訪問入浴サービス事業	2	2	2	
	日中一次支援事業	11	13	15	
	更生訓練費給付事業	15	15	15	

※訪問系サービス：【1段】利用者数(人/月)【2段】上段は利用者数(人/月)、下段は利用時間(時間/月)

※日中活動系サービス：【1段】利用者数(人/月)【2段】上段は利用者数(人/月)、下段は利用日数(人日/月)

※居住系サービス及び相談支援等：利用者数(人/月)

※障害児サービス：【1段】利用者数(人/月)【2段】上段は利用者数(人/月)、下段は利用日数(人日/月)

※移動支援事業：上段は利用者数(人/月)、下段は利用時間(時間/月)

※その他の事業：利用者数(人/月)

